

公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会 職員の給与に関する規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会就業規程（以下「就業規程」という。）第36条及び公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会派遣職員等就業規程（以下「派遣職員等就業規程」という。）第27条の規定に基づき、公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会（以下「この法人」という。）に勤務する職員の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与の支払)

第2条 職員の給与は、職員からの申し出に基づき、その全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

- 2 前項の規定の運用に当たっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条の趣旨に反してはならない。
- 3 職務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、給料及び手当とする。

- 2 前項に規定する手当は、管理職手当、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び専門職職員業績手当とする。

(給与の支給日)

第4条 職員の給与の支給日は、毎月16日（その日が日曜日であるときは14日、土曜日であるときは15日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であるときは17日）とする。ただし、第23条及び第26条に規定する手当の支給日は、会長が別に定める。

- 2 前項本文に規定する支給日に支給する給与は、当月分の給料、管理職手当、地域手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当、前月分の時間外勤務手当、休日勤務手当及び管理職員特別勤務手当並びに支給単位期間分の通勤手当とする。
- 3 前項の規定により支給する給与の計算期間は月の初日から末日までとする。
- 4 職員の給与は、法令及び職員の過半数を代表する者との書面による協定に基づき、その職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨（日本円）で直接職員に支給する。

(給与の支給日の特例)

第5条 職員が、前条の規定により給与を支給する日（この条において「支給日」という。）

前に退職し、解雇され、又は死亡した場合におけるその者の給与は、同条の規定にかかわらず、職員が退職し、又は死亡した日以降速やかに支給する。ただし、当該職員（死亡した場合にあっては、権利者）から請求があった場合においては、労働基準法第23条の規定による。

- 2 職員が労働基準法第25条及び労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第9条に規定する事由により支給日前に給与の支払を請求したときは、その請求の日までの給与を、これらの規定にかかわらず、請求のあった日以降速やかに支給する。

(日割計算)

第6条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者にはその日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときはその日まで、死亡したときはその月まで給料を支給する。
- 3 前2項の規定により給料を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときの支給額は、その月の暦日数から就業規程第15条第1項又は派遣職員等就業規程第11条第1項に規定する週休日（以下「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割により計算する。（以下「日割計算」という。）
- 4 給料の支給額を日割計算する場合は、前項に規定する場合のほか、次の各号に掲げる場合とする。
 - (1) 月の初日以外の日において職員が休職（業務又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下第30条第2項において同じ。）に起因する傷病による休職を除く。）にされ、その月の給与に含まれる給料に乗ずる割合が100分の100以外であるとき又は月の初日以外の日において休職中の給与に含まれる給料に乗ずる割合が100分の100以外の割合である職員が復職したとき。
 - (2) 給与計算対象となる期間において、労働者災害補償保険法の規定により休業補償を受ける期間があったとき。
 - (3) 給与計算対象となる期間において、停職期間があったとき。
 - (4) 月の初日以外の日において、職員が異動により給料の額が異動したとき。
 - (5) 給与計算対象となる期間において、育児休業の承認を受けた期間があったとき。
- 5 職員の給料を日割計算して支給するときは、その者の扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当及び管理職手当は、給料の日割計算の方法に準じた方法により日割計算して支給する。

第2章 給料

(給料)

第7条 職員には、正規の勤務時間の勤務に対して給料を支給する。

2 職員の給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮し決定する。

(給料表の種類)

第8条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲はその給料表に定めるところによる。

(1) 一般職給料表 (別表第1)

(2) 専門職給料表 (別表第2)

(職務の分類)

第9条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、等級別基準職務表(別表第3)に定める職務の内容とする。

(初任給及び昇給等)

第10条 職員の職務の級は、会長が別に定める基準に従い決定する。

2 新たに職員となった者の号給は、会長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、会長が別に定めるところにより決定する。

4 職員の昇給は、会長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

5 前項の規定により職員(次項に規定する者を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(職務の級が6級以上であるものにあつては、3号給)とすることを標準として会長が別に定める基準に従い決定するものとする。

6 55歳を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて会長が別に定める基準に従い決定するものとする。

7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

9 休職にされた職員が復職した場合又は就業規程第23条又は派遣職員等就業規程第19条に規定する療養休暇(以下「療養休暇」という。)若しくは就業規程第25条又は派

遣職員等就業規程第 21 条に規定する介護休暇のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との権衡上必要があるときは、復職した日又は再び勤務するに至った日以後において、会長が別に定めるところにより、その者の職務の級及び号給を調整することができる。

(専門職給料表の適用を受ける職員の給料の決定等)

第 11 条 専門職給料表の適用を受ける職員（以下「専門職職員」という。）の給料表の号給は、その者が従事する業務に応じて、会長が別に定める基準に従い決定する。

2 特別の事情により第 8 条第 2 号の給料表に掲げる号給により難いときは、同表及び前項の規定にかかわらず、その給料月額を同表に掲げる 7 号給の給料月額にその額と同表に掲げる 6 号給の給料月額との差額に 1 からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。

3 専門職職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、会長が別に定めるところにより、その給料月額に相当する額を専門職職員業績手当として支給することができる。

4 第 1 項の規定による号給の決定、第 2 項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による専門職職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

第 3 章 手 当

第 1 節 管理職手当

(管理職手当)

第 12 条 管理又は監督の地位にある職員に対して、別に定める管理職手当を支給する。

2 管理職手当の月額、前項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額に 100 分の 25 を乗じて得た額を超えない範囲内において会長が別に定める。

第 2 節 扶養手当

(扶養手当)

第 13 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職給料表の適用を受ける職員（以下「一般職職員」という。）でその職務の級が 9 級以上であるものに対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族は、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子

- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 身体又は精神に著しい障害がある者で終身労務に服することができない程度の者
- 3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の増減に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第3節 地域手当

（地域手当）

第14条 職員には、地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の8.5を乗じて得た額とする。

第4節 住居手当

（住居手当）

第15条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（愛知県の公舎又は職員住宅を貸与され、使用料を支払っている職員その他会長が別に定める職員を除く。）に対して支給する。

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。
- (1) 前項の職員のうち月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - (2) 前項の職員のうち月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第5節 通勤手当

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、40,000円を超えない範囲内で、自動車等の使用距離の区分に応じ、次の表に掲げる額（身体障害のため歩行することが著しく困難な職員にあつては自動車等の使用距離の区分に応じ、次の表に掲げる額と、その額に100分の10を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。))

自動車等の使用距離	額
片道5キロメートル未満	2,400円
片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4,300円
片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,500円
片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,700円
片道20キロメートル以上25キロメートル未満	13,900円
片道25キロメートル以上30キロメートル未満	16,900円
片道30キロメートル以上35キロメートル未満	20,000円
片道35キロメートル以上40キロメートル未満	22,600円
片道40キロメートル以上45キロメートル未満	25,300円

片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満	27,300 円
片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満	29,400 円
片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満	32,300 円
片道 60 キロメートル以上	35,200 円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で別に定めるもののうち、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が40,000円を超えるときは、支給単位期間につき、40,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が40,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、40,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。

5 通勤手当を支給される職員につき、退職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては1か月）をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（通勤手当を支給できない場合）

第17条 前条の規定により通勤手当が支給される職員（次条において「支給対象職員」という。）が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日

数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の手当は支給できない。

(通勤手当の届出)

第 18 条 職員は、新たに支給対象職員である要件を具備するに至った場合及び住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する交通機関等の運賃等の額に変更があった場合には、その通勤の実情を速やかに届け出なければならない。当該変更により支給対象職員たる要件を欠くに至った場合においても同様とする。

第 6 節 単身赴任手当

(単身赴任手当)

第 19 条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の会長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して会長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して会長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000 円（会長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が、会長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000 円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて会長が別に定める額を加算した額）とする。
- 3 国家公務員その他会長が別に定める者であった者から引き続きこの法人の給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の会長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して会長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して会長が別に定める職員に限る。）その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして会長が別に定める職員には、前 2 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前 3 項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7節 時間外勤務手当

(時間外勤務手当)

第20条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について支給する。ただし、正規の勤務時間以外の時間に勤務した時間が週休日である場合において、就業規程第15条第2項又は派遣職員等就業規程第11条第2項の規定による勤務時間の振替又は割振り変更をした場合における当該勤務に対しては、時間外勤務手当を支給しない。

2 時間外勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額（この条及び次条において「1時間当たり給与額」という。）に、当該勤務に従事した日が週休日でない日であるときは100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150）、当該勤務に従事した日が週休日であるときは100分の135（その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間にある場合は、100分の160）を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、就業規程第13条第1項及び派遣職員等就業規程第9条第1項に定める勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対しても、その勤務時間を超えて勤務した全時間について、勤務1時間につき、1時間当たり給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、1時間当たり給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務の時間 100分の25

5 公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会職員の勤務時間及び休暇に関する規則第7条に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第1項に規定する勤務した時間は、その月分を、割合ごとにその時間数を集計するものとし、その集計した時間数に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

第8節 休日勤務手当

(休日勤務手当)

第21条 職員には、正規の勤務時間が割り振られた日が休日にあたり、就業規程第16条

第1項又は派遣職員等就業規程第12条第1項の規定により勤務しない場合にあっても、当該日に割り振られた正規の勤務時間に係る給与を支給する。

- 2 正規の勤務時間が割り振られた日が休日にあたる場合において、当該日に勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間中において勤務した時間（就業規程第16条第2項又は派遣職員等就業規程第12条第2項の規定により他の日に勤務させないこととされた時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、1時間当たり給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。
- 3 前項に規定する勤務した時間の時間数の集計については、前条第6項の規定を準用する。

第9節 管理職員特別勤務手当

（管理職員特別勤務手当）

第22条 管理職員特別勤務手当は、第12条第1項の規定により管理職手当を受ける職員又は専門職職員が臨時又は緊急の必要その他業務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、第12条第1項の規定により管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日に午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合には、当該職員に対して管理職特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、15,000円を超えない範囲内において会長が別に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して会長が別に定める勤務をした職員にあっては、この額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において会長が別に定める額

- 4 第1項の規定にかかわらず、就業規程第16条第2項又は派遣職員等就業規程第12条第2項の規定により休日に勤務を命ぜられた勤務時間に相当する時間を他の日に勤務させないこととされた職員の、その休日の勤務に対しては、管理職員特別勤務手当を支給しない。

- 5 前各項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第10節 期末手当

（期末手当）

第23条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれの基準日に属する月の会長が別に定める日（次条及び25条

第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(第27条第6項の規定の適用を受ける職員及び会長が別に定める職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130(一般職職員でその職務の級が7級以上であるもの(これらの職員のうち、会長が別に定める職員を除く。第26条第2項において「特定管理職員」という。)にあっては100分の110、専門職職員にあっては100分の170)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 一般職職員でその職務の級が3級以上であるもの及び専門職職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として会長が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に役職段階、職務の級等を考慮して会長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で会長が別に定める割合を乗じて得た額(会長が別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で会長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第24条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規程第49条第5号による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規程第41条第2号及び第3号のいずれかに該当し失職した職員
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第25条 支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、この法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合

- 4 前項の規定は、会長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 会長は一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第11節 勤勉手当

(勤勉手当)

- 第26条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対して、その者の会長が別に定める期間における人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の会長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（会長が別に定める職員を除く。）についても同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、会長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額を超えてはならない。
 - 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
 - 4 第23条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第26条第3項」と読み替えるものとする。
 - 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第24条中「前条第1項」とあるのは「第26条第1項」と、「支給日」とあるのは「支給日（第26条第1項に規定する会長が別に定める日をいう。）」と読み替えるものとする。

第4章 休職者等の給与

(休職中の給与)

- 第27条 職員が業務上又は通勤による傷病により休職にされた場合は、その休職の期間中、その者に支給すべき給与の全額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患により休職にされた場合は、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給す

る。

- 3 職員が前2項以外の心身の故障により休職にされた場合は、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 4 職員が刑事事件に関して起訴され休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が水難、火災、その他の災害により、生死不明又は所在不明となり休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、休職にされた原因である災害が業務上又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。
- 6 第2項、第3項又は前項に規定する職員が、これらに規定する期間内で第23条第1項に定める基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により会長が別に定める日に、それぞれ第2項、第3項又は前項の規定の例による額の期末手当を支給する。ただし会長が別に定める職員については、この限りではない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第24条及び第25条の規定を準用する。この場合において、第24条中「前条第1項」とあるのは、「第27条第6項」と読み替えるものとする。

(育児休業者の給与)

- 第28条 育児休業職員には、育児休業をしている期間中、第23条の規定による期末手当及び第26条の規定による勤勉手当を支給する場合を除き、給与を支給しない。
- 2 第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（会長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。
 - 3 第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（会長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

第5章 その他

(勤務1時間当たりの給与額)

- 第29条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから1日の勤務時間に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

- 第 30 条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日の場合、その勤務しないことにつき特に承諾を受けた場合（就業規程第 25 条又は派遣職員等就業規程第 21 条の規定による介護休暇、就業規程第 26 条又は派遣職員等就業規程第 22 条の規定による介護時間の承認を受けた場合を除く。）を除き、その勤務しない時間 1 時間につき、職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間の勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額を減額する。
- 2 職員が療養休暇（業務上又は通勤による傷病による療養休暇を除く。）により勤務しない場合であって、90 日を超えて引き続き勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その超える期間につき、職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 100 分の 50 を乗じて得た額を減額する。
- 3 公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会育児休業等に関する規程第 2 条第 6 項に規定する育児短時間勤務を承認されている職員の給料は、1 週間当たりの勤務時間を就業規程第 13 条第 1 項又は派遣職員等就業規程第 9 条規定する 1 週間についての勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 減額すべき給与は、その減額すべき給与額をその月の翌月以降の給与から差し引く。

(端数処理)

- 第 31 条 この規程により計算した金額に 1 円未満の端数があるときは、この規程に特に定めがある場合を除き、50 銭未満は切り捨て、50 銭以上は切り上げる。

(不正受給)

- 第 32 条 事実と反する届出等により不正又は不当に、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当又は管理職員特別勤務手当を受けた職員は、すでに受けた不正又は不当な当該手当を返還しなければならない。

第 6 章 雑 則

(特定の職員についての適用除外)

- 第 33 条 第 2 章、第 3 章のうち第 2 節、第 4 節及び第 6 節から第 8 節まで並びに第 5 章のうち第 29 条から第 31 条までの規定は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）に基づき法人に派遣された職員で第 12 条に規定する管理職手当の支給を受ける者には適用しない。
- 2 前項に規定する職員に支給する給与に関し必要な事項（前項の職員にあつては第 29 条から第 31 条までの規定に限る。）は個別の契約又は協定等によるほか、出向元又は派遣元の関係規程によるものとする。

3 第9条、第10条、第12条、第13条、第15条、第20条、第21条及び第26条の規定は、専門職職員には適用しない。

4 第20条及び第21条の規定は、第12条の規定により管理職手当を受ける職員には適用しない。

(改 廃)

第34条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(実施に関し必要な事項)

第35条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(派遣職員の地域手当の適用)

2 当分の間、愛知県職員又は名古屋市職員の身分を有する者のうち公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）（以下「派遣法」という。）に基づき、法人に派遣された職員の第14条に規定する地域手当の適用については、「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「管理職手当の月額」と、「100分の10」とあるのは「100分の10（名古屋市職員の身分を有する者にあつては100分の15）」と読み替えるものとする。

(派遣職員の期末手当の適用)

3 名古屋市職員の身分を有する者のうち派遣法に基づき、法人に派遣された職員は、第23条に規定する期末手当を支給しない。

別表第1 一般職給料表（第8条関係）

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	149,600	200,200	237,100	270,500	296,700	326,900	371,600	417,900	469,400	534,200
2	150,700	202,000	238,700	272,400	298,900	329,100	374,300	420,400	472,600	537,200
3	152,000	203,900	240,200	274,200	301,100	331,500	376,700	422,900	475,600	540,400

4	153,100	205,700	241,900	276,400	303,100	333,700	379,400	425,400	478,700	543,500
5	154,200	207,300	243,300	278,100	305,000	336,000	381,300	427,300	481,800	546,700
6	155,300	209,100	245,000	280,000	307,200	338,000	383,900	429,700	484,900	549,100
7	156,500	210,900	246,600	281,800	309,500	340,300	386,300	431,800	487,900	551,600
8	157,600	212,800	248,200	283,900	311,500	342,500	388,800	434,100	491,100	554,100
9	158,600	214,400	249,300	285,900	313,400	344,500	391,300	436,100	493,900	556,500
10	160,100	216,300	250,900	287,900	315,800	346,700	394,000	438,300	497,000	558,400
11	161,400	218,100	252,500	289,900	318,100	348,800	396,700	440,400	500,100	560,200
12	162,700	220,000	253,800	291,800	320,400	351,000	399,500	442,600	503,300	562,200
13	163,900	221,400	255,400	293,900	322,600	352,900	401,900	444,300	506,100	563,900
14	165,500	223,200	256,800	295,800	324,700	354,900	404,300	446,200	508,400	565,400
15	167,000	225,000	258,200	297,800	327,000	357,000	406,500	448,200	510,800	566,700
16	168,700	226,800	259,600	299,600	329,100	359,000	409,000	450,300	513,100	567,800
17	169,900	228,600	261,100	301,500	331,100	360,800	410,800	452,200	515,300	569,100
18	171,400	230,300	262,700	303,500	333,100	362,800	412,900	454,000	516,700	570,200
19	173,000	231,900	264,400	305,700	335,200	364,600	414,800	455,900	518,200	571,100
20	174,500	233,600	266,200	307,700	337,200	366,600	416,700	457,600	519,700	572,000
21	175,800	235,000	267,900	309,700	338,900	368,500	418,600	459,500	520,900	572,900
22	178,600	236,700	269,600	311,800	341,100	370,500	420,500	461,000	522,300	
23	181,200	238,400	271,300	313,900	343,100	372,500	422,300	462,400	523,900	
24	183,900	240,000	272,900	316,000	345,300	374,500	424,200	464,000	525,400	
25	186,600	241,000	274,800	317,700	346,700	376,500	426,100	465,400	526,500	
26	188,300	242,600	276,700	319,900	348,700	378,500	427,600	466,700	527,700	
27	190,000	244,000	278,400	321,900	350,600	380,500	429,200	468,100	528,900	
28	191,700	245,200	280,200	324,000	352,600	382,600	430,800	469,300	530,100	
29	193,200	246,500	281,900	325,700	354,200	384,100	432,400	470,300	531,100	
30	195,000	247,700	283,600	327,800	356,100	385,900	433,800	471,000	532,100	
31	196,800	248,700	285,500	329,900	358,100	387,800	435,100	471,900	533,000	
32	198,600	250,000	287,000	332,100	359,900	389,400	436,300	472,600	533,900	
33	200,200	251,300	288,600	333,300	361,900	391,300	437,600	473,300	534,700	
34	201,600	252,300	290,500	335,400	363,700	392,700	438,900	474,100	535,700	
35	203,200	253,500	292,400	337,300	365,600	394,200	440,200	474,800	536,400	

36	204,700	254,900	294,300	339,500	367,300	395,900	441,400	475,400	536,900	
37	206,000	255,800	295,900	341,400	368,700	397,300	442,700	476,000	537,600	
38	207,400	257,100	297,700	343,300	370,100	398,500	443,500	476,600	538,200	
39	208,600	258,400	299,500	345,400	371,500	399,800	444,300	477,200	539,000	
40	209,900	259,700	301,400	347,300	372,900	400,900	445,100	477,800	539,600	
41	211,300	261,100	302,900	349,300	374,300	402,000	445,700	478,300	540,200	
42	212,600	262,600	304,600	351,200	375,200	403,300	446,500	478,800		
43	213,900	263,800	306,200	353,100	376,300	404,500	447,200	479,200		
44	215,200	265,000	307,800	355,000	377,400	405,600	447,900	479,500		
45	216,400	266,200	309,500	356,600	378,300	406,300	448,700	479,800		
46	217,700	267,500	311,200	358,000	379,200	407,000	449,500	480,400		
47	219,000	268,800	312,800	359,500	380,100	407,800	449,900	480,800		
48	220,400	269,900	314,600	361,100	381,000	408,500	450,700	481,100		
49	221,500	271,100	315,500	362,700	382,000	409,100	451,200	481,400		
50	222,600	272,200	317,000	363,500	382,800	409,700	451,600	481,900		
51	223,600	273,500	318,600	364,700	383,600	410,200	452,000	482,300		
52	224,800	274,800	320,200	365,800	384,400	410,600	452,400	482,600		
53	225,900	275,900	321,800	366,700	385,100	411,000	452,800	482,900		
54	226,900	277,000	323,500	367,800	385,800	411,300	453,200			
55	227,800	278,300	325,100	368,700	386,600	411,600	453,600			
56	228,900	279,700	326,700	369,900	387,300	412,000	453,900			
57	229,200	280,600	328,200	370,800	387,800	412,300	454,200			
58	230,000	281,600	329,400	371,500	388,400	412,600	454,700			
59	230,800	282,500	330,600	372,200	389,000	412,900	455,000			
60	231,500	283,600	331,900	372,900	389,700	413,200	455,300			
61	232,200	284,800	332,600	373,400	390,100	413,500	455,600			
62	233,300	285,800	333,500	374,000	390,900	413,800	456,000			
63	234,100	286,700	334,300	374,700	391,500	414,100	456,300			
64	234,900	287,700	335,200	375,400	392,100	414,400	456,600			
65	235,600	288,300	336,100	375,700	392,500	414,700	456,900			
66	236,300	289,200	336,500	376,400	393,100	415,000				
67	237,300	289,900	337,200	377,100	393,700	415,300				

68	238,300	290,800	338,000	377,900	394,300	415,600				
69	239,000	291,800	338,800	378,200	394,800	415,800				
70	239,600	292,700	339,600	378,800	395,300	416,200				
71	240,100	293,500	340,300	379,500	395,800	416,500				
72	240,800	294,300	341,000	380,100	396,400	416,800				
73	241,700	295,100	341,500	380,400	396,700	417,000				
74	242,300	295,600	342,100	381,000	397,100	417,300				
75	242,900	296,000	342,600	381,700	397,500	417,600				
76	243,400	296,600	343,200	382,400	397,900	417,800				
77	244,100	296,800	343,600	382,800	398,200	418,000				
78	244,800	297,100	344,100	383,300	398,500	418,300				
79	245,600	297,300	344,500	383,900	398,800	418,600				
80	246,100	297,700	345,000	384,400	399,200	418,800				
81	246,600	297,900	345,400	384,900	399,400	419,000				
82	247,300	298,100	345,900	385,500	399,700	419,300				
83	248,000	298,500	346,400	386,000	400,000	419,600				
84	248,700	298,800	346,900	386,400	400,200	419,800				
85	249,300	299,100	347,200	386,800	400,400	420,000				
86	250,100	299,400	347,600	387,300	400,700					
87	250,800	299,700	348,200	387,700	401,000					
88	251,500	300,100	348,600	388,100	401,200					
89	252,000	300,400	348,900	388,500	401,400					
90	252,500	300,900	349,300	389,000	401,700					
91	252,800	301,200	349,800	389,400	402,000					
92	253,200	301,600	350,200	389,800	402,200					
93	253,500	301,800	350,400	390,100	402,400					
94		302,000	350,800	390,700						
95		302,300	351,300	391,100						
96		302,700	351,700	391,500						
97		302,900	351,900	391,800						
98		303,200	352,400							
99		303,600	352,800							

100		304,000	353,100							
101		304,200	353,400							
102		304,500	353,800							
103		304,900	354,200							
104		305,300	354,600							
105		305,500	355,100							
106		305,800	355,500							
107		306,200	355,900							
108		306,500	356,400							
109		306,700	356,900							
110		307,100	357,300							
111		307,500	357,600							
112		307,800	357,900							
113		308,000	358,400							
114		308,200								
115		308,500								
116		308,900								
117		309,100								
118		309,400								
119		309,700								
120		310,000								
121		310,400								
122		310,600								
123		310,900								
124		311,200								
125		311,500								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 専門職給料表（第8条関係）

号給	給料月額
1	円 384,000

2	432,000
3	483,000
4	545,000
5	622,000
6	727,000
7	849,000

備考 この表は、高度の専門的な知識経験又は優れた見識を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた見識を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させるために採用する必要があるとこの法人が判断し採用した職員に適用する。

別表第3 一般職給料表等級別基準職務表（第9条関係）

職務の級	基準となるべき職務
1級	主事又は技師の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務
3級	主任の職務
4級	主査の職務
5級	課長補佐の職務
6級	担当課長の職務
7級	課長の職務
8級	1 部長の職務
	2 困難な業務を行う課長の職務
	3 困難な業務を行う次長の職務
9級	局長の職務
10級	困難な業務を行う局長の職務